

In the Spotlight

銀行業界における IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失

2020 年 3 月 25 日

COVID-19: 銀行における IFRS の会計上の論点トップ 5

要点

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の世界的な大流行 (パンデミック) は、広範囲にその影響を及ぼしており、それは今後も続くでしょう。世界各地で、政府は、大規模な隔離政策、社会的距離の確保促進、入国制限、必要不可欠でないサービスの停止、影響を受ける企業や個人に対する多額の (場合によっては無制限の) 財政支援提供の表明など、過去に例を見ない施策を取り入れてきました。医学的な影響が猛烈な速度で出現し進行しているのと同様に、経済環境や信用環境への影響も深刻化しています。

全ての業界において、COVID-19 は会計および財務報告の多くの領域に影響を与えるでしょう。これについては PwC の [In depth INT2020-02「新型コロナウイルス感染症が会計処理に及ぼす影響」](#) (和訳は[こちら](#)) で概説されています。銀行には、特に大きな課題が生じる可能性があります。本資料では、PwC が考える銀行が対応すべき課題のトップ 5 として、以下についての洞察を示しています。

1. 予想信用損失 (ECL) の測定
2. 信用リスクの著しい増大 (SICR) の識別
3. 条件変更および支払猶予
4. 国際会計基準 (IAS) 第 34 号に基づく期中財務報告およびその他の開示の検討事項
5. 政府の支援プログラム

本資料は、トップ 5 の論点に焦点を当てていますが、他にも多くの論点が生じるのは確実です。状況が進展し続けるにつれて、派生的な会計上の論点も生じます。このような理由から、以下は、関連するすべての会計上の検討事項を網羅しているわけではありません。また、論点は 5 つの項目に分けられていますが、多くの場合において相互に関連しています。

1. 予想信用損失(ECL)の測定

COVID-19から生じる不確実性は大きく、状況の変化が生じることは確実ですが、PwCはこれが銀行による予想信用損失の測定を妨げるとは考えていません。予想信用損失の見積りは困難を伴いますが、これは、入手可能な合理的で裏付け可能な情報に基づいた影響の見積りが不可能であることを意味しません。以下は、留意すべきいくつかの有用なポイントです。

- IFRS第9号は、予想信用損失が、一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額を反映することを要求していますが、この要求事項を満たすような生じ得る結果の範囲の評価には、重要な判断が必要となるでしょう。偏りのない見積りとは、過度に楽観的でも過度に悲観的でもない見積りを指します。
- 事象の拡大の速度を考慮すると、2020年第1四半期のための予想信用損失の測定は特に困難となる可能性が高いと言えます。金融機関は、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測に関する入手可能な最善のデータに基づいた見積りを実施する必要があります。COVID-19の影響を銀行のモデルに反映させるのが不可能な部分がある場合(そして、これは、多くの銀行にとって少なくとも2020年第1四半期に生じる可能性がある)、モデル適用後の調整または補正を考慮する必要があります。報告日現在の状況の評価に関連する新しい情報が存在しないかどうか、事実および状況のアップデートを監視し続ける必要があります。
- 予想信用損失の見積りに用いられる方法に関しては、すべての状況に適合する単一の方法はなく、地域の状況、ポートフォリオのエクスポージャー、入手可能なデータや既存のモデルなどの要因によって、異なるアプローチが最善となる可能性があります。特定の企業または個人は、一部の国では政府支援を受けられても、他の国では受けられない可能性があります。
- 特に2020年第1四半期の期中財務報告について、多くの金融機関は、貸付金レベルですべての起こり得るリスクを完全に反映させた債務不履行確率を用いる、包括的な「ボトムアップ」の分析を行うことができない可能性があります。その場合は、不利な影響を受けやすいセグメントに焦点を当てたトップダウンのアプローチ(例えば、集合的な評価や補正)を用いるほうが適切な可能性があります。
- 経済状況の悪化について疑いの余地はほとんどなく、このことを金融機関が適用するマクロ経済シナリオやそれらのウェイト付けに反映する必要があります。場合によっては、前期のダウンサイド・シナリオが、当期のベース・ケース(基本シナリオ)の適切な出発点となる可能性があります。見積りは、報告日現在の状況の評価に関連する追加的な情報が入手可能になるにつれて精緻化されることになります。
- IFRS第9号の予想信用損失モデルでは、貸付金の全額回収が見込まれる場合でも、支払いが遅延しその遅延期間中に貸付金の実効金利で利息が生じない場合には、予想信用損失が生じます。これは、キャッシュフローの現在価値について損失が生じるためです。
- COVID-19に起因する測定の不確実性のレベルを考慮すると、開示は予想信用損失の報告における重要な構成要素となります(下記4をご参照ください)。

2. 信用リスクの著しい増大(SICR)の識別

予想信用損失の決定における主要な要素の1つは、信用リスクの著しい増大が発生しているかどうか、すなわち12ヶ月ではなく全期間の予想信用損失が必要かどうかの評価です。多くの場合において、そして特に2020年第1四半期において、銀行は、信用リスクの著しい増大を評価する中核的な要素となる貸付金レベルの債務不履行確率を更新するための、十分な適時のデータを保有している可能性は低いでしょう。その結果、より可能性の高いアプローチは、貸付勘定の不利な影響を受けやすいセグメントに焦点を当て、集合的に定性的な要素および補正を評価することになる可能性があります。検討すべきその他の要素として、以下が挙げられます。

- 多くの場合、ステージ1のすべてのエクスポージャーがステージ2またはステージ3に移動すると仮定したり、逆に、ステージ2またはステージ3に移動するエクスポージャーがまったくないと仮定したりすることは適切でない可能性があります。特定のクラスすべての借手(例えば、すべての住宅ローン)に包括的に財政的な支援を拡大することは、その借手のすべてが信用リスクの著しい増大の状況にあることを自動的に意味するものではありません。しかし、広範囲にわたる政府の財政的な支援にもかかわらず、債務の水準が上昇することが予想され、通常、これが信用リスクの評価に影響を与えることになります。したがって、個々のセグメントまたはポートフォリオ内も含め、大きな影響を受けるエクスポージャーとそれほど影響を受けないエクスポージャーとを区別するために判断が必要になります。
- 信用リスクの著しい増大は、損失の発生可能性ではなく債務不履行の発生確率に基づきます。このため、政府による支援プログラムの中には、信用リスクの著しい増大の評価には影響を与えないものもあります。借手に対して迅速に現金を直接支給して債務不履行リスクを緩和するようなプログラムは考慮すべきですが、金融

機関に資金または保証を提供し、当該金融機関が被る損失を軽減するだけのプログラムは考慮すべきではありません。したがって、発生した損失を銀行が全額回収することが予想される場合であっても、信用リスクの著しい増大が発生したことを意味する可能性があります。

- COVID-19に関連する債務不履行は急に生じることが予想されるため、ステージ分類が予想信用損失全体に与える影響は、他の判断や見積りよりも小さい可能性があります。例えば、COVID-19に関連する債務不履行が今後12か月以内に発生することが見込まれており、そのためすでにステージ1の予想信用損失の中に含まれている場合がこれに当てはまります。

3. 条件変更および支払猶予

借手がCOVID-19による財政面の悪化に対応することを支援するため、多くの銀行や政府は、支払の中断(Payment holidays)を伴う様々な種類の支援プログラムを表明しています。これには以下が含まれます。

- 特定のクラス(例えば、すべての住宅ローン)のすべての借手を対象とした包括的な債務返済の猶予
- 以下の借手を対象とした個別事案ごとの支援
 - 影響が特に大きい借手
 - 支援を要請する借手
 - COVID-19がなければ問題なく支払を行っていたと考えられる借手

通常、これらのプログラムでは、支払の中断期間中も、継続的に利息が発生(accrual)することが定められています¹。COVID-19に関連して提供されるこれらの支払の中断プログラムの多くが有している特殊性からすれば、信用リスクの著しい増大が生じている範囲の決定に、過去の支払の中断に関する実務を用いるのは適切でない可能性があります。特に、包括的な支払猶予は、対象となる母集団のすべての貸付に信用リスクの著しい増大が生じていることを示す可能性は低いと考えられます。しかし、その母集団に含まれる特定の顧客は、信用リスクの著しい増大が生じていることが予想されるため、そのような顧客のグループを識別するために別の方法を検討する必要があります。2020年第1四半期について、どのエクスポージャー(グループ)が過去に「境界線に最も近い」状態であったか、したがって信用リスクの著しい増大が生じている可能性が高いかを判定するための出発点は、COVID-19以前のリスク格付けを使用することである可能性があります。

4. IAS 第34号に基づく期中財務報告およびその他の開示の検討事項

世界各国の多くの規制当局が、期中財務報告に関するスケジュールと要求事項の見直しを行っています。銀行がIAS第34号に基づいて期中財務報告書を発行する場合、財政状態および業績の変化を理解する上で重要な、直近の年次報告期間末日以降の事象および取引の説明を求める包括的な要求事項に留意することが重要です。この要求事項を満たすための主要な検討事項には、次が含まれる可能性が高いでしょう。他の形式による期中財務報告を作成する場合も同様です。

- **重要な見積り**— 予想信用損失の算定に用いた重要な見積りを明確に識別し、説明することが重要です。多くの場合、2019年12月31日現在の重要な見積りに関する開示が良い出発点となりますが、この開示の単純なロールフォワードが適切である可能性は低いといえます。経済環境の変化や市場のダイナミクスの変化によって重要となった会計の新しい側面が存在する可能性が高いと考えられます。したがって、前回識別した重要な見積りに関する過去の開示は、もはや目的適合的ではない可能性があります。さらに、過去に数値による感応度を開示していた銀行は、現在の不確実性を意義のある形で反映させるため、2020年第1四半期にそれらを「再び基礎にする」ことはできない可能性があります。実際、このような数値による感応度は、短期間のうちに変更される可能性が高い場合は、財務諸表利用者を誤解させるリスクがあります。そのような場合、一時的に定性的分析に置き換えることが、利用者にとってより目的適合性のある情報を提供する可能性があります。
- **ストーリーを伝える**— 開示は、ボイラープレート(定型的な表現)を並べるのではなく、銀行に固有の要因を反映し、見積りの作成方法についてのストーリーを伝えるものであるべきです。このような開示には、銀行が晒されている信用リスクおよびその他のリスクがCOVID-19によってどのような影響を受けているか、予想信用損失の見積りにはCOVID-19の影響がどのように組み込まれているか、また、どの程度の不確実性が存在しており、それによって見積りは将来どのように変化する可能性があるかについての説明が含まれることになりま

¹ これに該当しない場合、すなわち、金利が免除される場合には、追加的な検討が必要となる可能性が高い。

す。

- **信用リスクの集中**—分野ごとに影響が異なることを踏まえると、これまでに開示されている業種別または地域別のポートフォリオの分析を更新することが重要です。2008年の金融危機で明らかになったように、利用者が求める細分化のレベルは高まるでしょう。例えば、過去において、銀行は、運輸部門が晒されているエクスポージャーを開示しており、それ以上の細分化は行っていなかった可能性があります。しかし、現在は、その背景にある異なるエクスポージャーとリスクについての財務諸表利用者の理解を支援するために、例えば、航空会社、国営の鉄道会社、および輸送・運送会社などにエクスポージャーを分解する必要がある可能性があります。
- **信用リスク管理の実務**—特に、多くの地域で提供または強制されている支払の中断やその他の支援を与える大規模プログラムを考慮すると、銀行による信用リスクの管理方法が変わる可能性は非常に高いでしょう。これらのプログラムおよび当該プログラムが信用リスク管理の実務に与える影響、ならびに銀行の財務報告に与える予想される影響や潜在的な影響について、明確に説明することが重要です。
- **公正価値**—公正価値の重要な変動は、IAS第34号の下で開示することが明確に要求されています。公正価値ヒエラルキーのレベル間の重要な振替も同様です。多くの市場における最近の資産価格および流動性の低下を踏まえると、銀行は、利用者がこれらの変化と影響を理解するために十分な情報を提供する必要があります。重要な影響が生じていない場合であっても、何も開示しない場合に現在の環境下で影響が存在するとみなされるかもしれないリスクを考慮すれば、その重要な影響が生じていない旨を開示することが重要な情報となる可能性があります。

5. 政府による支援プログラム

多くの政府、中央銀行、その他の機関が、経済支援提供プログラムを開発しています。この支援が銀行システムを通じて行われる場合（例えば、銀行に対して潜在的に有利な利率または条件で資金提供または保証提供を行うことによる場合）、重要な会計上の検討事項は、当該取引の要素が政府補助金であるか否かです。これは、支援の影響の認識時期、その影響の表示、およびどのような開示が要求されるかに影響を与えます。

適切な会計上の取扱いを決定するためには、特定の支援に関する取決めの詳細を正確に理解することが重要です。会計上の取扱いを評価する際に検討すべき要素には、以下があります。

- 当該プログラムは、過去の取引または市場の価格付けに基づく独立第三者間条件であるか、または現在の環境におけるこの種の取引（すなわち、政府または政府機関との取引を含む）に関する「市場の」条件であるとみなされるか。
- プログラムに政府補助金が含まれている場合、IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」の第7項で要求されている、補助金が受領されることに関する「合理的な保証」があるかどうか。判断にあたっては、次のような要素を考慮する。
 - 支援のどの側面に不確実が残っていて、それらはどの程度重要か。
 - どの取引相手とのどの取引が、プログラムに基づく支援の適格要件を満たすか。また、その支援または便益を、銀行はどのような方法で受け取るか。
 - 政府は、表明した支援を実行する能力があるか。支払能力に加えて、実務上の課題も考慮する。
 - 事後的に明らかになった事項が、会計上の修正を要する後発事象となるか。
- 政府補助金の認識が適切であると判断される場合には、その便益を純損益に認識する時期、ならびにその表示および開示。

結論

COVID-19は、現代生活のほとんどすべての側面に影響を与え、かつてない困難を引き起こしています。COVID-19の経済的な影響は、会計および財務報告の多くの側面にも影響を与えることになるでしょう。銀行はこれまでの中でも最大級の会計上の課題に直面しています。主要な問題の検討を進める上で、本文書をご活用ください。

© 2020 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.